

会議案第 6 号

自動車関係諸税等の抜本的見直しを求める意見書

「自動車関係諸税等の抜本的見直しを求める意見書」を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 18 日 提出

提出者

議会運営委員会委員長 数田 俊樹

自動車関係諸税等の抜本的見直しを求める意見書

日本は人口減少・超少子高齢化社会を迎えているが、地方には自動車がなくては生活ができない地域も多く広がる。また高齢者が身体的な衰えを自覚しながらも、生活において自動車に頼らざるを得ない状況も生じている。

地方自治体においては、モビリティを通じ「誰もが自由で安全な移動を享受できる社会」に向けた、まちづくりが求められている。同時にこうしたまちづくりが、地方経済の活性化・地方創生の一助となり、また、安定した物流、自由な移動を通じた日本経済の活性化にもつながる。

しかし現在、自動車には取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられている。また、一般財源化により課税根拠が失われている税の存続や消費税との二重課税など、様々な問題が指摘される中、事業や生活に自動車がかかせない地方の自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

よって、国においては、地方経済並びに地方財政に影響を与えることのないよう必要な措置を講じることを前提とし、自動車ユーザーの負担軽減を図るべく、令和8年度税制改正において自動車関係諸税等の抜本的な見直しを講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

平塚市議会

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

} 宛て